

2016年G7サミット市民社会プラットフォーム 規約

(名称)

第1条

1. 本会の名称は、2016年G7サミット市民社会プラットフォームとする。
2. 本会の英語名称は、Japan Civil Society Platform on 2016 G7 Ise-Shima Summit とする。
3. 本会の略称は、G7市民社会プラットフォームと表記する。

(目的)

第2条

本会は、2016年5月に開催されるG7伊勢志摩サミットおよび関連閣僚会合に向けて、以下を目的として活動する。

1. 【政策提言の場作りと情報共有】

G7伊勢志摩サミットおよび関連閣僚会合に関する情報を参加団体および広く日本及び世界の市民社会に伝え、日本政府やその他G7諸国政府、関連機関との定期的な意見交換や対話の場を設置し、参加団体および市民社会に提供することで、政策提言その他の活動の実施および支援を行うこと

2. 【他セクター連携】

G7伊勢志摩サミットおよび関連閣僚会合に向けた各セクター間での協働を促すこと。

3. 【海外の市民社会の活動支援】

G7伊勢志摩サミットおよび関連閣僚会合に関心を持つ海外のCSOとの連絡・調整・必要な情報提供を行う。

(活動)

第3条

本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. G7伊勢志摩サミットおよび関連閣僚会合に関連した国内外の取り組みについての情報収集および発信。
2. G7伊勢志摩サミットおよび関連閣僚会合に関する日本政府と国内外のCSOや他のセクターと意見交換会の開催（CSO戦略会議、Civil G7など）。
3. G7伊勢志摩サミットおよび関連閣僚会合に関するイベントの開催および参加団体による活動の促進と支援。
4. その他、前条の目的に資する活動。

(活動期間)

第4条

1. 本会の活動期間は、2015年11月26日から2016年12月31日とする。

(参加団体)

第5条

新たに本会の参加団体になろうとするものは、別に定める参加申込書を幹事団体に提出するものとし、以下の要件を満たし、入会が適切であると幹事団体が認める場合に、参加団体となることができる。

1. 日本において活動実績と拠点を有する非営利の市民社会組織またはそれに準ずる組織であること。
2. 本会の趣旨に賛同し、求めに応じて可能な範囲で一緒に行動する意向があること。
3. 団体名をホームページやパンフレットなどで公表すること。

ただし、参加団体であっても上記事項を満たさなくなった場合は、幹事団体が退会を求めることができる。

(総会)

第6条

1. 総会は、参加団体で構成し以下の項目について審議し、決定する。
 - a. 活動計画および予算の承認
 - b. 活動報告および決算報告の承認
 - c. 規約の承認および改正
 - d. その他幹事団体が必要と認めた重要事項
2. 総会は参加団体の過半数の出席（委任状の提出または書面や電磁的表決を含む）により成立する。
3. 総会の議決は、出席した参加団体の過半数の賛成（委任状の提出または書面や電磁的表決を含む）をもって決定する。
4. 総会は、本会の活動期間中に開催し、本会の代表が招集する。
5. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - a. 幹事団体が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - b. 参加団体の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催請求があったとき
 - c. 監事が招集したとき

(幹事団体)

第7条

1. 本会に3団体以上10団体以内の幹事団体を置く。
2. 幹事団体は、総会において、参加団体から選出する。
3. 幹事団体の任期は本会の活動終了までとする。ただし、退任を希望する場合はこれを妨げない。

(幹事団体会議)

第8条

1. 幹事団体会議は、幹事団体をもって構成し、以下の事項を協議し、決定する。
 - a. 活動計画および予算の作成
 - b. 本会の運営に関し必要な事項
2. 本規約に定めるものの他、幹事団体会議の運営に必要な事項は、幹事団体会議において定める。
3. 幹事団体会議は、幹事団体の過半数の出席（委任状の提出または書面や電磁的表決を含む）により成立する。
4. 幹事団体会議の議決は、出席した幹事団体の過半数の賛成（委任状の提出または書面や電磁的表決を含む）をもって決定する。
5. 幹事団体会議は本会の活動期間中、幹事団体が必要と認めたときに開催する。

(代表)

第9条

1. 本会は、2名以内の代表を置くこととする。
2. 代表は、幹事団体から選任する。
3. 代表の任期は本会の活動終了までとする。ただし、退任を希望する場合はこれを妨げない。

(事務局)

第10条

1. 事業の円滑な実施運営のために、幹事団体は事務局を置くことができる。
2. 幹事団体は、必要に応じて事務局長を置くことができる。

(監事)

第11条

1. 本会の活動および財務状況を監査するため、1名以上の監事を置く。
2. 監事は、幹事団体が選任する。
3. 監事の任期は本会の活動終了までとする。ただし、退任を希望する場合はこれを妨げない。

(法の遵守)

第12条

1. 本会の運営および実施する事業に際しては、日本の国内法を遵守する。
2. 参加団体が本会の運営および実施する事業に参加する際に日本の国内法への違反が認められた場合は、総会において除名を求めることができる。

(規約の改正)

第13条

本会の規約は、総会の決議により改正することができる。

(附則)

1. 本規約は、2015年11月26日から施行する。
2. 本会の呼びかけ団体は、次に掲げる団体とする。

動く→動かす

特定非営利活動法人 NGO 福岡ネットワーク
特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター
一般社団法人 環境パートナーシップ会議
特定非営利活動法人 関西 NGO 協議会
教育協力 NGO ネットワーク
グリーン連合
特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター
GII/IDI に関する外務省・NGO 懇談会
特定非営利活動法人 名古屋 NGO センター
ピースボート

以上